

畜産会 経営情報

No.
399

令和5年2月20日

公益社団法人 中央畜産会

Japan Livestock Industry Association

〒101-0021 東京都千代田区外神田2丁目16番2号 第2デューアイシービル9階
TEL.03-6206-0846 FAX.03-5289-0890
URL https://jlia.lin.gr.jp/business/manage_info/
E-mail jlia@jlia.jp

主な記事

1 | 畜産学習室

畜産特別資金借受者への経営改善指導(第8回)
～熊本県における畜特資金への取り組み～

(公社)熊本県畜産協会 住野 孝典

2 | 畜特資金情報

令和3年度畜産特別資金等借入者に係る
経営改善状況調査結果の概要について①

(公社)中央畜産会 資金・経営対策部

3 | 畜産統計情報

畜産物生産費統計 報告①
「令和3年牛乳生産費・子牛生産費」を公表

農林水産省大臣官房統計部

4 | お知らせ

各種交付金単価の公表について

畜産学習室

畜産特別資金借受者への経営改善指導(第8回) ～熊本県における畜特資金への取り組み～

(公社)熊本県畜産協会 住野 孝典

はじめに

熊本県は天草地方の温暖な海岸島しょから阿蘇などの山間地域まで変化に富む地形や気候を有しており、令和2年度の熊本県の農業産出額の35.8%が野菜、35%が畜産、21.5%が米・果実と豊かな自然の恵みを生かした多彩な農産物を生産しています。畜産分野においても黒毛和種や褐毛和種などの肉用牛生産額が全国4位、酪農の生乳生産額が全国3位と牛肉生産や酪農を中心に養豚養鶏も盛んに営まれています。

熊本県の畜産特別資金等の借受者は、令和4年度期首で残高を有するのが66件、貸与し

ている融資機関は9件となっています。当該借受者のうち肉用牛経営が49件、酪農経営14件、哺育育成1件、養豚経営2件と肉用牛経営が約7割となります。地域で見ると本県の畜産地帯である菊池地域が33件、次いで球磨地域12件、あしきた地域9件となっています。年度別にみると平成22年に畜産経営維持緊急支援事業の新規借受者が23件、平成23年～24年に畜産特別資金の新規借受者がローリングと一括借換を合わせると延べ40件発生しています。その時の借受者で経営中止となった経営体も発生しましたが多くの生産者が経営の改善を図り、融資機関をはじめ関係機関からの指導を受け経営を再建しています。

その後は、熊本地震等により生産基盤に深刻なダメージを受けた地域・経営体もありましたが、生産者の努力はもとより地域指導班のきめ細やかな支援により年々畜産特別資金の新規借受者は減少傾向にあります。しかし、本県の畜産農家全体でみると後継者不足での廃業による農家戸数の減少や昨今の情勢を背景とした飼料費・燃料費等の高騰により生産費用が上昇し、経営状況が厳しい経営体が多くなってきています。また、指導を担うJA・融資機関でも新規採用者の減少や営農指導部門と金融部門の連携不足が見受けられます。

そのような状況での熊本県の畜産特別資金の指導状況について紹介します。

の推進や融資機関・借受者の指導を行っています。協議会の主な役割は下記のとおりです。

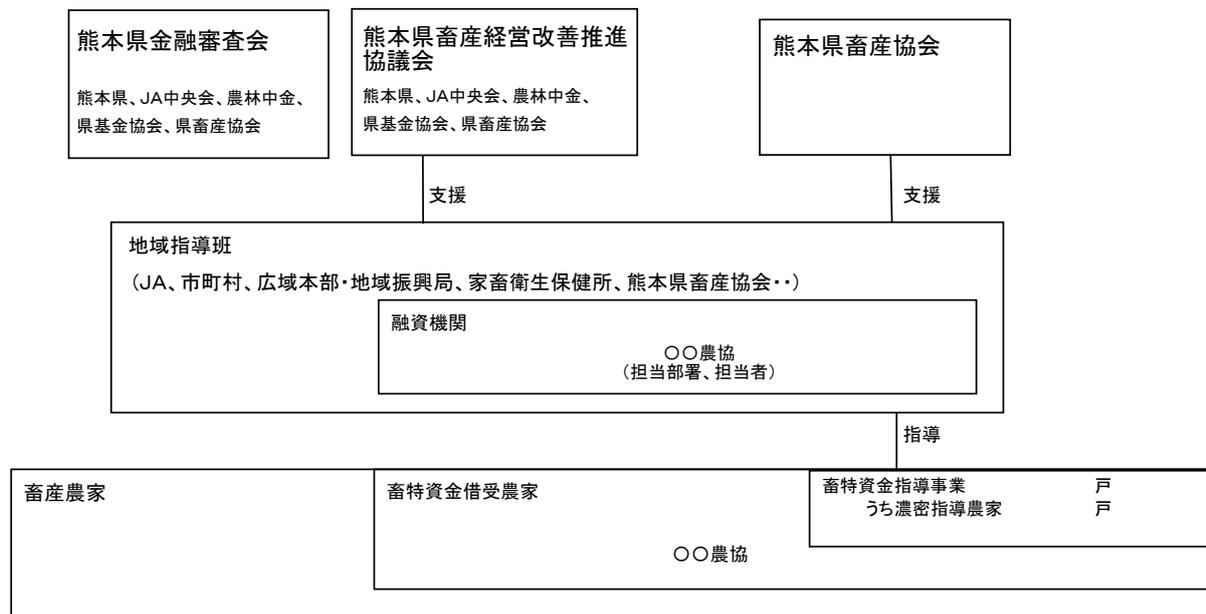
- (1) 畜産特別資金借受者の資金借入れのための計画作成指導
- (2) 畜産特別資金借受者の計画達成のための経営分析に基づく、現地および濃密指導
- (3) 畜産特別資金借受者の経営合理化および経営改善の進捗状況等を把握するための調査
- (4) 指導資料の作成配布
- (5) その他畜産特別資金の指導に必要な事項

上記の業務を具体的、実務的に行うために支援協議会内に専門委員会を組織しており、熊本県団体支援課、熊本県畜産課、JA熊本中央会、農業信用基金協会、農林中央金庫、熊本県畜産協会を構成員に指導チームを設置し、融資機関および借受者への指導・助言を行っています（図1）。

事業推進体制

熊本県では農業協同組合連合会や関係機関で構成する熊本県畜産経営改善推進協議会を組織し、当協会が事務局として畜産特別資金

（図1）熊本県における畜特資金審査・指導体制 フロー図



地域指導班会議

熊本県では融資機関が借受者ごとに地域指導班を組織し、毎年6月および機械・設備等の新規投資の妥当性の検討を行うときなど、必要な時期に指導班会議を開催します。地域指導班には融資機関の支所長をはじめ、金融担当・営農指導担当、各地域振興局の金融担当・畜産担当、市町村、畜産協会等が参加し、経営内容等の検討を行います。

また、基本的に指導班会議には生産者も参加し、自らの経営内容の説明およびこれからの経営改善への展望・意欲を述べていただいています。生産者が自らの言葉で指導班会議の中で経営改善への意欲を語っていただくことが経営改善への意識付けとしても肝心だと感じていますし、生産者の言葉により融資機関の指導がどれだけ浸透しているかを量ることもできます。

筆者は畜産協会担当として毎年地域指導班に参加し、借受者としての生産者の言葉を直接拝聴していますが、やはり経営改善に手応えを感じている生産者や出荷成績が良い生産者は表情がよく、経営内容の説明も自信を持って行われます。反対に経営状況が苦しい時は説明時の語勢が弱くなりがちです。今年度の指導班会議では、飼料高騰の影響で昨年より全体的に生産者の語勢が弱くなったと感じました。

見直し協議ヒアリング

各地域の6月の指導班会議後、7月から県段階による見直し協議を行います。令和4年

度は25件の見直し協議を行いました。融資機関は畜産特別資金のエクセルシステムと借受者の決算書、熊本県が制定する審査様式を作成し協議に臨みます。見直し協議は県の審査様式を参照して行うことから主に使用する様式について紹介します。

県様式の12号様式(図2)は経営改善計画の概要書として作成していただき、1. 経営の概要、2. 負債の現状、3. 計画の達成状況、4. 指導項目、5. 経営改善のポイント、6. 今後の展望、7. 新規投資の内容、8. 指導班の検討結果を項目ごとに詳細に記載していただいています。

見直し協議では、この12号様式をベースにそれぞれの項目に対してヒアリングを行い、これまで地域指導班が生産者に対してどのような指導を行い現状はどうなっているのか、将来的にどのような経営を目指すのかを確認し、協議していきます。また、畜産経営の改善のために最も重要なことは出荷成績をあげることにあるので、直近の出荷成績確認のため13号様式の技術分析表(図3)や計画的な導入出荷計画を組むため14号様式の家畜飼養進度表(図4)を融資機関には作成していただいています。

そして、借受者の家計費の状況を把握および融資機関が管理できているかを把握するため15号様式(図5)の提出を求めます。家計費の管理方法は融資機関により管理方法が異なります。オーソドックスに生産者に毎月家計簿の作成および提出させ、実際の口座の出納と併せて管理する方法や牛の販売代金に応じて融資機関が家計費として使える額を設定し、給料制のような形で生産者に家計費

(図2) 経営改善計画書

別記第12号様式

経営改善計画（新規・見直し）の概要

経営体名：_____（年齢）_____、融資機関名：_____、市町村名：_____

1 経営の概要

(1) 現況（家族 2名：労働力 2名）
（経営の概要を簡潔に記述する。）
交雑肥育牛を110頭程飼育。

(2) 経営改善計画の概要（畜特資金借入年度：24年）
（経営改善計画の概要を簡潔に記述する。）
素畜費が高騰している状況であり牛群のバラつき、事故牛の抑制に努める。
枝肉重量の確保。

常時飼養頭数

畜種名	計画認定時 (H)	前年計画 (R3)	前年実績 (R3)	本年度計画 (R4)	目標 (R5)
黒毛和種肥育	115頭	113頭	112頭	100頭	99頭

2 負債について

(1) 負債の原因

枝肉相場の低迷に伴い販売高が減少したことに加え、素牛価格や飼料費等の高騰により生産費用が増加し、負債増加の要因となった。

(2) 負債の現状

負債残高	3年前実績 (R1)	前々年実績 (R2)	前年計画 (R3)	前年実績 (R3)	本年度計画 (R4)	目標 (R5)
購買未 払金等						
寄託牛 A B L						
常農口座						
その他						
計※						
負債計※						

3 計画の達成状況

(1) 収支

	前々年実績 (R2)	前年計画 (R3)	前年実績 (R3)	本年度 (R4)	次年度 (R5)	目標 (R5)
農業収入						
農業所得						
償還財産						
約定償還金						
差引余剰						

（簡潔に状況を記述する。計画が未達の場合は、その理由を記述する。）

(2) 生産改善状況

畜種別指標	前々年実績 (R2)	前年計画 (R3)	前年実績 (R3)	本年度 (R4)	次年度 (R5)	目標 (R5)
① 枝肉重量	518.5	525	533.1	534	530	530
② 中物率	86.4	87	95.2	90	90	90
③ 肥育日数	737	700	707	664	680	550
④ 増体率	0.99	1.00	1.00	0.98	0.96	0.96
⑤ 事故率	0	0.89	0.89	1	0	0

（コメント・特記事項を簡潔に記述する。）

飼養頭数は昨年末210頭になり計画以上。上物率は向上しているものの、枝肉重量においては、疾病牛の早期出荷等もあり計画以下となっている。
また、事故牛が4頭発生していることから、今後も飼養管理を徹底し、事故や疾病等のリスク抑制に努める。

4 指導項目

- ① 枝肉成績の維持・向上
- ② 事故牛の抑制
- ③ 飼養頭数の維持

5 経営改善のポイント

- (1) 枝肉成績の維持・向上
全体的な食味の不足や、疾病による早期出荷により販売金額・枝肉重量共に計画以下となった。
昨年12月より新たな前期飼料を試験的に使用しており、経過も良好であることから、飼料費の抑制とともに、販売成績の改善に努める。
- (2) 事故牛の抑制
1頭の事故が発生し収入低下の原因となっている。
個体観察・飼養管理を強化し事故の発生を抑制する。

6 今後の展望

素牛価格や飼料費、その他資材価格の高騰が続き、生産費用の抑制が必要なことから、本年5月より、新たな前期飼料の使用を本格的に開始しており、飼料費の抑制と販売成績の向上に努めている。
今後も所得増加に向け、適切な飼養管理を徹底する。

7 新規投資の内容（内容、投資額）

（本年度計画及び前計画後の実績を簡潔に記載する。本年度計画する50万円以上の案件は、別記第2-1号様式を添付する。）

8 指導班の検討結果

- (1) 検討内容・特記事項
飼料費や資材価格の高騰が続き、今後も生産費用の肥大化が懸念されるため、新たな前期飼料の活用や、自給飼料の増産による飼料費の抑制に加え、所得増加に向け飼養管理を徹底し、販売成績の向上に努める。
- (2) 改善計画（実績）に対する指導班の所見
（指導班による本改善計画（実績）の達成状況の評価を記載ください。）
今後も枝肉重量・上物率等の成績向上を図り、計画達成に向けた取り組みを継続していく。

(図3) 技術分析表記入例

別記第13号様式—大家畜（交雑種肥育）

肥育牛技術分析表(集計)

1月～12月

(農協名) (申請者名)

作成年月日

項目	説明	実	績	績	績	計	計	2	3	4	5	6	7	8
		令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和4年1～5月まで	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年				
(1) 常時飼養頭数(頭)	年間延飼養頭数(①頭) 365	116	115	112	100	104	114	99	99	99				
(2) 平均販売価格(円)	販売総額(②円) 販売頭数(③頭)	981,821	852,830	917,920	915,000	916,664	915,000	910,000	910,000	910,000				
(3) 平均出荷生体重(kg)	出荷総生体重(④kg) 販売頭数(③頭)	849	833	848	850	854	850	850	850	850				
(4) 平均枝肉重量(kg)	出荷総枝肉重量(⑤kg) 販売頭数(③頭)	529.3	518.5	533.1	530.0	534.0	530.0	530.0	530.0	530.0				
(5) 枝肉歩留率(%)	出荷総枝肉重量(⑤kg) × 100 出荷総生体重(④kg)	62.3	61.9	62.9	62.4	62.5	62.4	62.4	62.4	62.4				
(6) 枝肉単価(円)	枝肉販売額(⑥円) 出荷総枝肉重量(⑤kg)	1,675	1,489	1,567	1,550	1,562	1,550	1,600	1,600	1,600				
(7) 上(中)物率(%)	上(中)物頭数(⑦頭) 販売頭数(③頭) × 100	79.2	86.4	95.2	90.0	95.8	90.0	90.0	90.0	90.0				
(8) 平均肥育日数(日)	肥育延日数(⑧日) 販売頭数(③頭)	710	737	707	680	664	680	550	550	550				
(9) 肥育回転率(%)	365 / 平均肥育日数(⑧日) × 100(又は) 販売頭数 / 常時飼養頭数 × 100	51.4	49.5	51.6	53.7	55.0	57.5	66.4	66.4	66.4				
(10) 素牛平均購入価格(円)	販売分 素牛総購入額(⑨円) / 当期購入 素牛購入頭数(⑩頭)	382,677	369,772	420,894	387,383	358,508	405,000	400,000	400,000	400,000				
(11) 素牛平均体重(kg)	販売分 素牛総生体重(⑪kg) / 当期購入 素牛購入頭数(⑩頭)	138	101	143	184	179	180	320	320	320				
(12) 1日当たり増体重(kg)	出荷総生体重(④kg) - その導入時子牛総重量(⑫kg) 肥育延日数(⑧日)	1.02	0.99	1.00	0.98	1.02	0.99	0.96	0.96	0.96				
(13) 飼料要求率(kg)	濃厚飼料総消費量(⑦kg) 総増体重(③kg)	3.2	7.6	7.4	7.4	7.3	7.4	8.3	8.3	8.3				
(14) 事故率(%)	事故頭数(⑧頭) × 100 常時飼養頭数(①頭)	5.17	0.00	0.89	1.00	0.96	0.00	0.00	0.00	0.00				
(15) 1日当たり増価額(円)	販売総額(②円) - 素牛総購入額(⑨円) 肥育延日数(⑧日)	844	655	703	776	841	750	927	927	927				
(16) 枝肉1kg当たり生産費用(円) (家族労働費を除く)	生産費用(⑬千円) 出荷総枝肉重量(⑤kg)	1,518	1,576	1,564	1,614	1,538 24頭	1,609	1,502	1,502	1,502				

※直近月までの出荷量

(図4) 家畜飼養進度表(集計)

別記様式14号

家畜飼養進度表(集計)

項目	実績 令和1年	実績 令和2年	前年実績 令和3年	計画 令和4年	2年目 令和5年	3年目 令和6年	4年目 令和7年	5年目 令和8年	6年目 令和9年	7年目 令和10年	8年目 令和11年
期首頭数①	118	114	115	111	99	99	99	99	99	99	99
経産牛頭数											
搾乳牛											
育成牛頭数	13	7	28	39	63	99	99	99	99	99	99
子牛頭数	105	107	87	72	36	0	0	0	0	0	0
肥育牛頭数											
分娩頭数②											
雄											
雌											
導入頭数③	55	60	61	48	60	60	60	60	60	60	60
経産牛											
育成牛	6	24	25	48	60	60	60	60	60	60	60
子牛	49	36	36	0	0	0	0	0	0	0	0
肥育牛											
販売頭数又は成牛 振替④	53	59	62	60	60	60	60	60	60	60	60
経産牛											
育成牛	12	3	14	24	24	60	60	60	60	60	60
子牛	41	56	48	36	36	0	0	0	0	0	0
肥育牛											
事故牛⑤	6	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0
経産牛											
育成牛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
子牛	6	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0
肥育牛											

子牛:6ヶ月齢未満、育成牛:6ヶ月齢以上～分娩までの繁殖を目的とした雌牛、肥育牛:6ヶ月齢以上(経産牛は除く)

(図5) 生活設計

別記様式15号様式

生活設計

氏名 生年月日	続柄 年齢	実績 令和1年	実績 令和2年	前年実績 令和3年	計画 令和4年	2年目 令和5年	3年目 令和6年	4年目 令和7年	5年目 令和8年	6年目 令和9年	7年目 令和10年	8年目 令和11年
本人	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
妻	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
家計費計(千円)		2,445	2,029	2,209	2,185	2,175	2,175	2,175	2,175	2,175	2,175	2,175
食料費		584	621	631	600	600	600	600	600	600	600	600
住居費		17	33	9	10	10	10	10	10	10	10	10
光熱水道費		180	187	188	180	180	180	180	180	180	180	180
被服費		0	15	0	10	10	10	10	10	10	10	10
教育費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
耐久消費財費		0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0
娯楽交際費		313	244	180	180	180	180	180	180	180	180	180
年金・健保費		714	256	351	350	350	350	350	350	350	350	350
医療費		8	19	4	15	15	15	15	15	15	15	15
共済掛金		347	175	187	180	180	180	180	180	180	180	180
その他		282	479	659	650	650	650	650	650	650	650	650

を渡す方法を取る融資機関もあります。経営改善のための生産者のモチベーションの維持はどの融資機関も苦慮されているところです。

現地調査

見直し協議後、9月からは地域振興局と協力し、協議会で融資機関および生産者への現地調査を行います。基本的には見直し協議の対象者から経営状況に懸念点のある生産者を中心に選定し、3年に1度はすべての見直し協議対象者の農場を巡回できるように行っています。

現地調査では見直し協議で確認できなかった事柄を中心に、融資機関へはチェックリストを基に畜産特別資金に関連する部署、営農指導部門の経営指導や購買部門での供給状況、金融部門の融資指導等が適切に行われているのか。また、融資機関内での連携状況を確認し指導します。生産者には家畜の状況や実際の飼養管理状況等の指導を行います。

筆者は指導する立場ではありますが、現地調査で融資機関がどのように生産者を指導しているのか知ることは経験の浅い筆者にとって大変学ぶことが多い項目だと思っています。筆者が畜産特別資金を担当した初年度に現地調査を実施した生産者の中に飼料体系を見直し、新しい飼料を使用したことで出荷成績が改善した生産者がいました。その生産者は新飼料へ切り替えたことで出荷成績がよくなったことを満足げに語ってくれましたが、JAの職員からは「単純に新しい飼料に替えたから出荷成績がよくなったのではなく、新飼料切り替えをきっかけにこれまでの粗飼料

のやり方や基本的な管理方法を見直したことが成績改善につながったことを理解してほしい」と指導しました。成績が向上したという出来事・現象に対し、本質は何かを見極め適切に指導することの重要性を教えてくださいました。

おわりに

畜産特別資金借受者の多くは経営改善がなされ、新たな課題を持ちながらも引き続き経営継続されています。しかし、経営改善が果たせず経営中止となる事例が発生していることも事実です。経営改善のためには経営者本人がこれまでの農業経営に対する姿勢とその進め方および日常生活全般を抜本的に改善する「自覚と実践」の意識改革が必要です。

また、融資機関も対象農家に「やる気」を起させるため、自らも「やる気と信念」を持ち、誠意をもって相手の意向も尊重し取り組むことが大切です。経営環境が厳しくなる中、負債が増えている生産者が多くいます。これからも関係機関と連携し生産者の支援に努めていきます。

(筆者：(公社)熊本県畜産協会 事業部 経営支援課)

畜特資金情報

令和3年度畜産特別資金等借入者に係る
経営改善状況調査結果の概要について①

(公社)中央畜産会 資金・経営対策部

I 本調査の概要

- (1) 本調査は、畜産特別資金融通事業実施要領に基づき、畜産特別資金等の借入者に係る令和3年12月末現在の負債額（借入金、買掛・未払金）の動向を調査し、その後の経営改善指導につなげることを目的に道府県畜産協会等が実施しているものです。
- (2) この調査結果について20道府県畜産協会等からの報告に基づき、1201件（令和4年期首の借入者1434名の83.8%）の畜産特別資金（大家畜および養豚：経営活性化資金、経営改善支援資金、特別支援資金、特別支援（新）資金、改善緊急支援資金、特別支援（改）資金）および畜産経営維持緊急支援資金（大家畜および養豚）の取りまとめを行いました。

II 結果概要

① 酪農・肉用牛経営

- 畜産特別資金〔大家畜経営活性化資金、大家畜経営改善支援資金、大家畜特別支援資金、大家畜特別支援（新）資金、改善緊急支援資金（大家畜）、大家畜特別支援（改）資金〕
 - ・3年末の負債減少戸数の全体に占める割合が2.3ポイント低下、負債増加戸数が2.3ポイント上昇し、前年末より

悪化

- ・負債減少戸数では、「追加投資なく借入金残高、買掛・未払金残高がともに減少A」の割合が5.6ポイント前年末より低下
- ・負債増加戸数では、「追加投資なく負債増加C」の割合が5.2ポイント前年末より上昇

○ 畜産経営維持緊急支援資金（大家畜）

- ・3年末の負債減少戸数の全体に占める割合が4.5ポイント低下、負債増加戸数が4.5ポイント上昇し、前年末より悪化
- ・負債減少戸数では、「借入金残高、買掛・未払金残高がともに減少A」の割合が8.2ポイント前年末より低下
- ・負債増加戸数では、「追加投資なく負債増加C」の割合が3.0ポイント前年末より上昇

② 養豚経営

○ 畜産特別資金〔養豚特別支援資金、養豚特別支援（新）資金、改善緊急支援資金（養豚）、養豚特別支援（改）資金〕

- ・3年末の負債減少戸数の全体に占める割合が19.4ポイント低下、負債増加戸数が19.4ポイント上昇し、前年末より悪化
- ・負債減少戸数では、「借入金残高は減少したが買掛・未払金残高は増加B」の割合が38.9ポイント前年末より低下

・負債増加戸数では、「追加投資なく負債増加C」の割合が11.1ポイント前年末より上昇

- 畜産経営維持緊急支援資金（養豚）
 - ・3年末の負債減少戸数の全体に占める割合が16.7ポイント低下、負債増加戸数が16.7ポイント上昇し、前年末より悪化
 - ・負債減少戸数では、「借入金残高、買掛・未払金残高がともに減少A」の割合が39.6ポイント前年末より低下

・負債増加戸数では、「投資による増加（投資額≥増加額）A」の割合が15.2ポイント前年末より上昇

1 酪農・肉用牛経営

(1) 畜産特別資金〔大家畜経営活性化資金、大家畜経営改善支援資金、大家畜特別支援資金、大家畜特別支援（新）資金、改善緊急支援資金（大家畜）、大家畜特別支援（改）資金〕（表1～4）

ア 3年末の負債減少戸数の全体に占める

（表1）畜産特別資金（大家畜）の負債増減の戸数内訳

（単位：戸、%）

区分	集計戸数			負債減少戸数			負債増加戸数		
	北海道	府県	計	北海道	府県	計	北海道	府県	計
3年末(1)	422	184	606	278	106	384	144	78	222
(%)	100.0	100.0	100.0	65.9	57.6	63.4	34.1	42.4	36.6
2年末(2)	474	188	662	310	125	435	164	63	227
(%)	100.0	100.0	100.0	65.4	66.5	65.7	34.6	33.5	34.3
(1)-(2)(%)	-	-	-	0.5	-8.9	-2.3	-0.5	8.9	2.3

（表2）畜産特別資金（大家畜）の負債減少の要因内訳

（単位：戸、%）

区分	集計戸数			負債減少戸数計				北海道				府県			
	北海道	府県	計	A	B	C	計	A	B	C	計	A	B	C	計
3年末(1)	422	184	606	305	68	11	384	254	22	2	278	51	46	9	106
(%)	100.0	100.0	100.0	50.3	11.2	1.8	63.4	60.2	5.2	0.5	65.9	27.7	25.0	4.9	57.6
2年末(2)	462	182	644	360	57	8	425	283	18	3	304	77	39	5	121
(%)	100.0	100.0	100.0	55.9	8.9	1.2	66.0	61.3	3.9	0.6	65.8	42.3	21.4	2.7	66.5
(1)-(2)(%)	-	-	-	-5.6	2.4	0.6	-2.6	-1.1	1.3	-0.2	0.1	-14.6	3.6	2.1	-8.9

（注）A：借入金残高、買掛・未払金残高がともに減少、B：借入金残高は減少したが、買掛・未払金残高は増加、C：借入金残高は増加したが、買掛・未払金残高は減少

（表3）畜産特別資金（大家畜）の負債増加の要因内訳

（単位：戸、%）

区分	集計戸数			負債増加戸数A+B+C			投資による増加 (追加投資額≥増加額)A			投資による増加 (追加投資額<増加額)B			追加投資なく負債増加C		
	北海道	府県	計	北海道	府県	計	北海道	府県	計	北海道	府県	計	北海道	府県	計
3年末(1)	422	184	606	144	78	222	87	28	115	17	13	30	40	37	77
(%)	100.0	100.0	100.0	34.1	42.4	36.6	20.6	15.2	19.0	4.0	7.1	5.0	9.5	20.1	12.7
2年末(2)	474	188	662	164	63	227	116	23	139	26	12	38	22	28	50
(%)	100.0	100.0	100.0	34.6	33.5	34.3	24.5	12.2	21.0	5.5	6.4	5.7	4.6	14.9	7.6
(1)-(2)(%)	-	-	-	-0.5	8.9	2.3	-3.9	3.0	-2.0	-1.5	0.7	-0.8	4.8	5.2	5.2

（表4）畜産特別資金（大家畜）の利子請求戸数の減少要因

（単位：戸、%）

区分	年度	減少戸数	内訳		
			経営中止	繰上完済	約定完済
北海道	3年度	8 (100.0)	0 (0.0)	3 (37.5)	5 (62.5)
	2年度	38 (100.0)	21 (55.3)	7 (18.4)	10 (26.3)
府県	3年度	18 (100.0)	7 (38.9)	5 (27.8)	6 (33.3)
	2年度	16 (100.0)	2 (12.5)	2 (12.5)	12 (75.0)
計	3年度	26 (100.0)	7 (26.9)	8 (30.8)	11 (42.3)
	2年度	54 (100.0)	23 (42.6)	9 (16.7)	22 (40.7)

割合が2.3ポイント低下、負債増加戸数が2.3ポイント上昇し、前年末より悪化。

① 報告があった606戸のうち、負債減少戸数は384戸（全体の63.4%）、負債増加戸数は222戸（同36.6%）となっています。

② 2年末、3年末を対比すると、負債減少戸数の全体に占める割合が65.7%から63.4%に低下、負債増加戸数の割合が34.3%から36.6%に上昇しています。

イ 負債減少戸数では、「借入金残高、買掛・未払金残高がともに減少A」の割合が5.6ポイント前年末より低下しています。

① 負債減少戸数の割合は、全体の63.4%で、その内容〔3区分(下表の(注)を参照)〕を前年末対比でみると、「借入金残高、買掛・未払金残高がともに減少A」が55.9%から50.3%に低下しています。

② この「借入金残高、買掛・未払金残高がともに減少A」については、北海道が1.1ポイント、府県も14.6ポイントそれぞれ低下しています。

ウ 負債増加戸数では、「追加投資なく負債増加C」の割合が5.2ポイント前年末

より上昇しています。

① 負債増加戸数の割合は、全体の36.6%で、その内容（3区分）を前年末対比でみると、「追加投資なく負債増加C」が7.6%から12.7%に上昇しています。

② この「追加投資なく負債増加C」については、北海道が4.8ポイント、府県も5.2ポイントそれぞれ上昇しています。

エ 利子請求戸数の減少要因は約定完済が多くなっています。

① 利子請求戸数の減少要因は、約定完済11戸(42.3%)、繰上完済8戸(30.8%)、経営中止7戸(26.9%)の順となっています。

② 北海道では約定完済5戸(62.5%)が多く、府県では経営中止7戸(38.9%)が多くなっています。

(2) 畜産経営維持緊急支援資金(大家畜)(表5~8)

ア 3年末の負債減少戸数の全体に占める割合が4.5ポイント低下、負債増加戸数が4.5ポイント上昇し、前年末より悪化しています。

(表5) 畜産経営維持緊急支援資金(大家畜)の負債増減の戸数内訳

(単位:戸、%)

区分	集計戸数			負債減少戸数			負債増加戸数		
	北海道	府県	計	北海道	府県	計	北海道	府県	計
3年末(1)	255	289	544	165	200	365	90	89	179
(%)	100.0	100.0	100.0	64.7	69.2	67.1	35.3	30.8	32.9
2年末(2)	259	307	566	195	210	405	64	97	161
(%)	100.0	100.0	100.0	75.3	68.4	71.6	24.7	31.6	28.4
(1)-(2)(%)	-	-	-	-10.6	0.8	-4.5	10.6	-0.8	4.5

(表6) 畜産経営維持緊急支援資金(大家畜)の負債減少の要因内訳

(単位:戸、%)

区分	集計戸数			負債減少戸数計				北海道				府県			
	北海道	府県	計	A	B	C	計	A	B	C	計	A	B	C	計
3年末(1)	255	289	544	232	117	16	365	140	22	3	165	92	95	13	200
(%)	100.0	100.0	100.0	42.6	21.5	2.9	67.1	54.9	8.6	1.2	64.7	31.8	32.9	4.5	69.2
2年末(2)	259	307	566	288	105	12	405	163	31	1	195	125	74	11	210
(%)	100.0	100.0	100.0	50.9	18.6	2.1	71.6	62.9	12.0	0.4	75.3	40.7	24.1	3.6	68.4
(1)-(2)(%)	-	-	-	-8.2	3.0	0.8	-4.5	-8.0	-3.3	0.8	-10.6	-8.9	8.8	0.9	0.8

(注) A:借入金残高、買掛・未払金残高がともに減少、B:借入金残高は減少したが、買掛・未払金残高は増加、C:借入金残高は増加したが、買掛・未払金残高は減少

① 報告があった544戸のうち、負債減少戸数は365戸（全体の67.1%）、負債増加戸数は179戸（同32.9%）となっています。

② 2年末、3年末を対比すると、負債減少戸数の全体に占める割合が71.6%から67.1%に低下、負債増加戸数の割合が28.4%から32.9%に上昇しています。

イ 負債減少戸数では、「借入金残高、買掛・未払金残高がともに減少A」の割合が8.2ポイント前年末より低下しています。

① 負債減少戸数の割合は、全体の67.1%で、その内容〔3区分(表6の(注)を参照)〕を前年末対比でみると、「借入金残高、買掛・未払金残高がともに減少A」が50.9%から42.6%に低下しています。

② この「借入金残高、買掛・未払金残高がともに減少A」については、北海道が8.0ポイント、府県も8.9ポイントそれぞれ低下しています。

ウ 負債増加戸数では、「追加投資なく負債増加C」の割合が3.0ポイント前年末より上昇しています。

① 負債増加戸数の割合は、全体の32.9%で、その内容（3区分）を前年末対比でみると、「追加投資なく負債増加C」が9.5%から12.5%に上昇しています。

② この「追加投資なく負債増加C」については、北海道が2.4ポイント、府県も3.7ポイントそれぞれ上昇しています。

エ 利子請求戸数の減少要因は繰上完済が多く、次いで経営中止の順となっています。

① 利子請求戸数の減少要因は、繰上完済7戸(46.7%)、経営中止6戸(40.0%)、約定完済2戸(13.3%)の順となっています。

② 繰上完済は府県で6戸(54.5%)、経営中止は北海道で3戸(75.0%)となっています。

—つづく—

問い合わせ先
 (公社)中央畜産会 資金・経営対策部
 担当：井原
 TEL：03-6206-0833
 FAX：03-5289-0890

(表7) 畜産経営維持緊急支援資金（大家畜）の負債増加の要因内訳

(単位：戸、%)

区分	集計戸数			負債増加戸数A+B+C			投資による増加 (追加投資額≥増加額)A			投資による増加 (追加投資額<増加額)B			追加投資なく負債増加C		
	北海道	府県	計	北海道	府県	計	北海道	府県	計	北海道	府県	計	北海道	府県	計
3年末(1)	255	289	544	90	89	179	55	27	82	20	9	29	15	53	68
(%)	100.0	100.0	100.0	35.3	30.8	32.9	21.6	9.3	15.1	7.8	3.1	5.3	5.9	18.3	12.5
2年末(2)	259	307	566	64	97	161	49	41	90	6	11	17	9	45	54
(%)	100.0	100.0	100.0	24.7	31.6	28.4	18.9	13.4	15.9	2.3	3.6	3.0	3.5	14.7	9.5
(1)-(2)(%)	-	-	-	10.6	-0.8	4.5	2.6	-4.0	-0.8	5.5	-0.5	2.3	2.4	3.7	3.0

(表8) 畜産経営維持緊急支援資金（大家畜）の利子請求戸数の減少要因

(単位：戸、%)

区分	年度	減少戸数	内 訳		
			経営中止	繰上完済	約定完済
北海道	3年度	4 (100.0)	3 (75.0)	1 (25.0)	0 (0.0)
	2年度	10 (100.0)	8 (80.0)	2 (20.0)	0 (0.0)
府 県	3年度	11 (100.0)	3 (27.3)	6 (54.5)	2 (18.2)
	2年度	30 (100.0)	5 (16.7)	8 (26.7)	17 (56.7)
計	3年度	15 (100.0)	6 (40.0)	7 (46.7)	2 (13.3)
	2年度	40 (100.0)	13 (32.5)	10 (25.0)	17 (42.5)

畜産統計情報

畜産物生産費統計 報告①

「令和3年牛乳生産費・子牛生産費」を公表

農林水産省大臣官房統計部

農林水産省大臣官房統計部は令和4年12月9日、令和3年牛乳生産費、肉用牛生産費、肥育豚生産費を公表しました。今回は牛乳生産費および肉用牛生産費のうち子牛生産費について報告いたします。

牛乳生産費

農業経営統計調査の牛乳生産費統計は、牛乳の生産コストを明らかにし、加工原料乳生産者補給金の算定、経営改善対策の資料等を整備することを目的としている。

1. 調査の対象

本調査は、2015年農林業センサスに基づく農業経営体のうち、世帯による農業経営を行い、搾乳牛を1頭以上飼養し、生乳を販売した経営体（個別経営）を対象に実施した。

2. 調査期間

令和3年1月から12月までの1年間

3. 調査対象経営体数

全国：422経営体（うち、集計経営体数：411経営体）

北海道：234経営体（うち、集計経営体数：225経営体）

都府県：188経営体（うち、集計経営体数：186経営体）

注：集計経営体とは、調査期間中に脱落等により調査不能となった経営体および調査期間中の調査対象畜の飼養実績が調査対象に該当しなかった経営体を除いた経営体としている。

4. 調査結果の概要

令和3年の搾乳牛1頭当たり資本利子・地代全額算入生産費（全国）（以下、「全算入生産費」という）は88万3991円で前年に比べ6.7%増加し、生乳100kg当たり（乳脂肪分3.5%換算乳量）全算入生産費は8803円で、前年に比べ4.3%増加した。

(表1) 生乳生産費 (全国)

区 分	単位	令和2年	令和3年		対前年度 増減率
			実 数	構成割合	
搾乳牛1頭当たり				%	%
物 財 費	円	782,582	833,286	83.5	6.5
うち飼料費	〃	422,646	465,908	46.7	10.2
乳牛償却費	〃	174,711	172,243	17.2	△ 1.4
農機具費	〃	38,365	40,540	4.1	5.7
獣医師料及び医薬品費	〃	30,726	31,737	3.2	3.3
労働費	〃	165,952	165,233	16.5	△ 0.4
費用合計	〃	948,534	998,519	100.0	5.3
副産物価額	〃	165,208	160,215	-	△ 3.0
生産費(副産物価額差引)	〃	783,326	838,304	-	7.0
支払利子・地代算入生産費	〃	790,490	845,189	-	6.9
全算入生産費	〃	828,207	883,991	-	6.7
生乳100kg当たり(乳脂肪分3.5%換算乳量)					
全算入生産費	円	8,441	8,803	-	4.3
1経営体当たり搾乳牛飼養頭数	頭	61.2	62.4	-	2.0
搾乳牛1頭当たり投下労働時間	時間	96.88	96.84	-	0.0

(表2) 牛乳生産費と乳用牛飼養戸数・頭数の推移 (全国)

区 分	搾乳牛 1頭当たり 全算入生産費	生乳100kg当たり (乳脂肪分3.5%換算乳量) 全算入生産費	搾乳牛 1頭当たり 生乳価額	搾乳牛 1頭当たり 投下労働時間	飼養戸数	飼養頭数
	円	円	円	時間	戸	千頭
平成24年度	737,962	8,088	746,804	104.95	20,100	1,449
25	753,535	8,247	759,422	104.68	19,400	1,423
26	765,924	8,290	816,802	104.94	18,600	1,395
27	736,480	7,812	858,540	104.40	17,700	1,371
28	738,314	7,787	868,727	105.71	17,000	1,345
29	757,043	7,972	883,512	104.02	16,400	1,323
30	782,435	8,068	895,672	101.48	15,700	1,328
令和元年	796,467	8,236	901,366	99.56	15,000	1,332
2	828,207	8,441	920,644	96.88	14,400	1,352
3	883,991	8,803	927,652	96.84	13,800	1,356

資料1：農林水産省統計部「畜産物生産費」

注：調査期間は、平成30年度までは4月から翌年3月まで、令和元年以降は1月から12月までである。

資料2：農林水産省統計部「畜産統計」

注：平成31年以前の数値は畜産統計調査に基づく統計結果であり、令和2年以降の数値は牛個体識別全国データベース等の行政記録情報および関係統計を用いて集計した加工統計の結果である。

(表3) 経営概況 (1経営体当たり)

区 分	世帯員	農業就業者			経営土地面積						乳用牛 飼養頭数 (調査 開始時)	
		計	男	女	耕 地		畜 産 用 地					
					牧草地	計	畜舎等	放牧地	採草地			
全 国	人	人	人	人	a	a	a	a	a	a	頭	
令和2年	(1)	4.5	2.6	1.6	1.0	3,131	2,531	330	104	210	16	94.7
3	(2)	4.5	2.6	1.6	1.0	3,376	2,817	308	102	197	9	95.3
対前年増減率 (%)	(3)	0.0	0.0	0.0	0.0	7.8	11.3	△ 6.7	△ 1.9	△ 6.2	△ 43.8	0.6
飼養頭数規模別												
1～20頭未満	(4)	3.5	1.8	1.2	0.6	739	329	43	22	21	-	19.5
20～30	(5)	3.7	2.2	1.4	0.8	1,324	640	158	60	98	-	36.6
30～50	(6)	4.4	2.5	1.5	1.0	2,053	1,686	332	76	230	26	60.4
50～100	(7)	4.7	2.8	1.7	1.1	4,709	4,151	477	104	363	10	111.3
100～200	(8)	5.6	3.0	1.8	1.2	6,713	6,000	324	273	51	-	212.3
200頭以上	(9)	6.0	3.9	2.6	1.3	12,091	10,545	704	311	393	-	417.6
北 海 道												
令和2年	(10)	4.8	2.8	1.7	1.1	6,333	5,575	712	171	506	35	136.1
3	(11)	4.6	2.7	1.7	1.0	6,929	6,261	662	165	479	18	135.6
対前年増減率 (%)	(12)	△ 4.2	△ 3.6	0.0	△ 9.1	9.4	12.3	△ 7.0	△ 3.5	△ 5.3	△ 48.6	△ 0.4
都 府 県												
令和2年	(13)	4.2	2.4	1.5	0.9	891	401	64	58	3	3	65.7
3	(14)	4.3	2.4	1.5	0.9	907	423	62	59	-	3	67.4
対前年増減率 (%)	(15)	2.4	0.0	0.0	0.0	1.8	5.5	△ 3.1	1.7	nc	0.0	2.6

注：乳用牛飼養頭数は、搾乳牛と育成牛の飼養頭数の合計である。

子牛生産費

農業経営統計調査の肉用牛生産費統計は、子牛、去勢若齢肥育牛、乳用雄育成牛、乳用雄肥育牛、交雑種育成牛、交雑種肥育牛の生産コストを明らかにし、肉用子牛の保証基準価格、牛肉の安定基準価格の算定、経営改善対策の資料等を整備することを目的としている。

調査の結果は、肉用子牛生産者補給金の保証基準価格、合理化目標価格や、肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン）の交付金の算定の資料として利用されるほか、各種政策の実施状況の把握や効果の検証等の資料として利用される。今回は子牛生産費の結果を報告する。

1. 調査の対象

各生産費統計における調査対象のうち、子牛とは肉用種の繁殖雌牛を2頭以上飼養して子牛を生産し、販売または自家肥育に仕向ける経営体（個別経営）を指す。なお、「経営体（個別経営）」とは、2015年農林業センサスにおける農業経営体のうち世帯による農業経営を行う経営体のことである。

2. 調査期間

令和3年1月から12月までの1年間

3. 調査対象経営体数

子牛：188経営体（うち、集計経営体数183経営体）

注：集計経営体とは、調査期間中に脱落等により調査不能となった経営体および調査期間中の調査対象畜の飼養実績が調査対象に該当しなかった経営体を除いた経営

体としている。

子牛を販売する経営における子牛1頭当たり全算入生産費は71万2210円で、前年に比べ7.3%増加した。

4. 調査結果の概要

子牛生産費調査の結果、繁殖雌牛を飼養し、

(表4) 子牛1頭当たり生産費

区 分	単位	令和2年	令和3年		対前年度増減率
			実数	構成割合	
子牛1頭当たり				%	%
物 財 費	円	422,324	466,069	72.1	10.4
うち 飼 料 費	〃	237,993	272,302	42.1	14.4
繁殖雌牛償却費	〃	52,091	52,084	8.1	0.0
種 付 料	〃	21,879	26,192	4.0	19.7
獣医師料及び医薬品費	〃	22,775	22,252	3.4	△ 2.3
労 働 費	〃	183,863	180,653	27.9	△ 1.7
費用合計	〃	606,187	646,722	100.0	6.7
生産費(副産物価額差引)	〃	581,804	620,296	-	6.6
支払利子・地代算入生産費	〃	592,530	630,742	-	6.4
資本金利子・地代全額算入生産費	〃	664,026	712,210	-	7.3
1経営体当たり子牛販売頭数	頭	13.4	13.5	-	0.7
1頭当たり投下労働時間	時間	120.71	121.07	-	0.3

注：本調査は、2015年農林業センサスに基づく農業経営体のうち、世帯による農業経営を行い、肉用種の繁殖雌牛を2頭以上飼養して子牛を生産し、販売又は自家肥育に仕向ける経営体（個別経営）を対象に実施した。

(表5) 子牛生産費の推移

区 分	子牛1頭当たり全算入生産費	子牛1頭当たり販売価格	子牛1頭当たり投下労働時間
	円	円	時間
平成24年度	572,276	402,523	127.63
25	592,996	483,432	125.12
26	595,679	552,157	124.32
27	590,340	668,630	123.08
28	604,734	784,652	128.98
29	628,773	754,495	127.83
30	650,969	740,368	126.45
令和元年	655,600	735,646	124.20
2	664,026	658,653	120.71
3	712,210	718,350	121.07

資料：農林水産省統計部「畜産物生産費」(以下6まで同じ)。

注：調査期間は、平成30年度までは4月から翌年3月まで、令和元年以降は1月から12月までである(以下6まで同じ)。

(表6) 生産概況(1経営体当たり)

区 分	1経営体当たり繁殖雌牛飼養月平均頭数	繁殖雌牛評価額 〔初回種付時〕 〔1頭当たり〕	主産物(子牛1頭当たり)				副産物 〔繁殖雌牛〕 〔1頭当たり〕
			販売頭数 (1経営体当たり)	ほ育・ 育成期間	販売時 生 体 重	販売価格	きゅう肥 利 用 量
令和2年	頭	円	頭	月	kg	円	kg
3	(1) 17.1	630,405	13.4	9.3	292.2	658,653	10,980
	(2) 17.6	654,088	13.5	9.3	288.7	718,350	11,424
対前年増減率(%)	(3) 2.9	3.8	0.7	0.0	△1.2	9.1	4.0
飼養頭数規模別							
2~5頭未満	(4) 3.4	668,327	2.5	9.3	308.6	736,063	13,097
5~10	(5) 7.5	666,646	5.7	9.4	303.6	751,858	8,831
10~20	(6) 13.9	648,663	11.3	9.2	286.1	703,199	13,193
20~50	(7) 33.0	648,366	25.1	9.2	286.5	706,017	13,747
50~100	(8) 69.3	621,599	51.8	9.4	288.7	717,443	10,460
100頭以上	(9) 123.7	701,640	97.5	9.2	278.1	734,901	6,511

農畜産業振興機構からのお知らせ

各種交付金単価の公表について

1. 肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）〔令和4年10・11・12月分〕

（独）農畜産業振興機構は、令和4年10・11・12月に販売された交付対象牛に適用する畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項に規定する交付金について、肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱（平成30年12月26日付け30農畜機第5251号）第4の6の（1）から（4）までの規定に基づき標準的販売価格および標準的生産費ならびに交付金単価（確定値）を表1および表2のとおり公表しました。

また、令和4年10・11月に販売された交付対象牛に適用する同要綱第4の8の精算払いの額については、下記の確定値により算出された交付金の額と概算払の額との差額となります。

（表1）肉専用種の交付金単価（概算払および確定値）

算出の区域	肉用牛1頭当たりの交付金単価			算出の区域	肉用牛1頭当たりの交付金単価		
	令和4年10月 確定値(概算払)※1	令和4年11月 確定値(概算払)※1	令和4年12月 確定値		令和4年10月 確定値(概算払)※1	令和4年11月 確定値(概算払)※1	令和4年12月 確定値
北海道	57,654.9円 (51,704.3円)	53,398.8円 (48,287.0円)	52,936.2円	新潟県	-	-	-
青森県	32,694.3円 (26,743.7円)	11,611.8円 (6,500.0円)	24,188.4円	富山県	-	-	-
岩手県	-	-	-	石川県※2	-	-	-
宮城県	37,686.6円 (31,736.0円)	16,604.1円 (11,492.3円)	29,180.7円	福井県※2	-	-	-
秋田県	-	-	-	岐阜県※2	-	-	-
山形県	-	-	-	愛知県	34,427.7円 (28,477.1円)	16,929.0円 (11,817.2円)	7,698.6円
福島県	16,326.0円 (10,375.4円)	-	7,820.1円	三重県	-	-	-
茨城県	43,544.7円 (37,594.1円)	44,026.2円 (38,914.4円)	31,705.2円	滋賀県	-	50,086.8円 (44,975.0円)	-
栃木県	29,007.0円 (23,056.4円)	29,488.5円 (24,376.7円)	17,167.5円	京都府	-	29,126.7円 (24,014.9円)	-
群馬県	49,475.7円 (43,525.1円)	49,957.2円 (44,845.4円)	37,636.2円	大阪府	-	-	-
埼玉県	34,389.9円 (28,439.3円)	34,871.4円 (29,759.6円)	22,550.4円	兵庫県※2	-	-	-
千葉県	15,004.8円 (9,054.2円)	15,486.3円 (10,374.5円)	3,165.3円	奈良県	-	5,853.6円 (741.8円)	-
東京都	16,594.2円 (10,643.6円)	17,075.7円 (11,963.9円)	4,754.7円	和歌山県	-	14,406.3円 (9,294.5円)	-
神奈川県	46,103.4円 (40,152.8円)	46,584.9円 (41,473.1円)	34,263.9円	鳥取県	70,182.0円 (64,231.4円)	29,381.4円 (24,269.6円)	10,076.4円
山梨県	38,602.8円 (32,652.2円)	39,084.3円 (33,972.5円)	26,763.3円	島根県	55,620.0円 (49,669.4円)	14,819.4円 (9,707.6円)	-
長野県	40,435.2円 (34,484.6円)	40,916.7円 (35,804.9円)	28,595.7円	岡山県	23,765.4円 (17,814.8円)	-	-
静岡県	41,395.5円 (35,444.9円)	41,877.0円 (36,765.2円)	29,556.0円	広島県	45,421.2円 (39,470.6円)	4,620.6円 -	-

(つづく)

算出の区域	肉用牛1頭当たりの交付金単価			算出の区域	肉用牛1頭当たりの交付金単価		
	令和4年10月 確定値(概算払) ^{※1}	令和4年11月 確定値(概算払) ^{※1}	令和4年12月 確定値		令和4年10月 確定値(概算払) ^{※1}	令和4年11月 確定値(概算払) ^{※1}	令和4年12月 確定値
山口県	52,853.4円 (46,902.8円)	12,052.8円 (6,941.0円)	-	長崎県	37,443.6円 (31,493.0円)	26,754.3円 (21,642.5円)	13,566.6円
徳島県	32,106.6円 (26,156.0円)	-	-	熊本県	39,954.6円 (34,004.0円)	29,265.3円 (24,153.5円)	16,077.6円
香川県	35,945.1円 (29,994.5円)	-	-	大分県	40,598.1円 (34,647.5円)	29,908.8円 (24,797.0円)	16,721.1円
愛媛県	13,813.2円 (7,862.6円)	-	-	宮崎県	45,158.4円 (39,207.8円)	34,469.1円 (29,357.3円)	21,281.4円
高知県	-	-	-	鹿児島県	32,265.9円 (26,315.3円)	21,576.6円 (16,464.8円)	8,388.9円
福岡県	29,694.6円 (23,744.0円)	19,005.3円 (13,893.5円)	5,817.6円	沖縄県	-	-	-
佐賀県	29,434.5円 (23,483.9円)	18,745.2円 (13,633.4円)	5,557.5円				

(表2) 交雑種・乳用種の交付金単価

	肉用牛1頭当たりの交付金単価		
	令和4年10月確定値(概算払) ^{※1}	令和4年11月確定値(概算払) ^{※1}	令和4年12月確定値
交雑種	10,291.5円 (4,468.7円)	1,765.8円 (-)	-
乳用種	43,010.1円 (37,063.1円)	36,964.8円 (32,222.0円)	49,166.1円

※1 表中の令和4年10月および11月の肉用牛1頭当たりの標準的生産費および肉用牛1頭当たりの交付金単価は、上段に確定値、下段()内に概算払時の公表値を表示しています。

肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)は、配合飼料価格安定制度における四半期別の価格差補填の発動がないものとして算出した肉用牛1頭当たりの標準的生産費(見込み)と、肉用牛1頭当たりの標準的販売価格との差額に、100分の90を乗じた額から7,000円を控除した額ですが、同制度における令和4年度第3四半期(10月から11月までの期間)の価格差補填の発動があり、肉用牛1頭当たりの標準的生産費が概算払時の公表値から変動しております。このため、肉用牛1頭当たりの交付金単価(確定値)は、同制度における価格差補填を反映した肉用牛1頭当たりの標準的生産費(確定値)と、肉用牛1頭当たりの標準的販売価格との差額に、100分の90を乗じた額となります。

※2 ※2を付した4県については、都道府県標準販売価格が、全国一律を区域として算出した標準的販売価格に、都道府県標準販売価格の標準偏差の2倍の額を加えた額を上回ったため、10月分は福井県、岐阜県、11月分は岐阜県、兵庫県、12月分は石川県、岐阜県において、単独で標準的販売価格の算定を行っています。

注) 令和2年4月末日から令和3年5月末日までに負担金の納付期限を迎える登録肉用牛のうち、負担金の納付期限を猶予した登録肉用牛について、交付金の交付がある場合は、国費分のみ(4分の3相当額)の支払いとなります。

2. 肉豚経営安定交付金(豚マルキン)〔令和4年度第1～3四半期〕

(独)農畜産業振興機構は、令和4年4月から12月までの算出期間(令和4年度第1～3四半期)における、畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)第3条第1項に規定する交付金については、肉豚経営安定交付金交付要綱第4の5の(1)の規定により算出した標準的販売価格および同(2)の規定により算出した標準的生産費がそれぞれ下記のとおりとなり、前者が後者を下回らなかったことから、交付はありません。

(表3) 肉豚経営安定交付金単価について

算出期間	令和4年4月から12月まで
肉豚1頭当たりの標準的販売価格	42,008円/頭
肉豚1頭当たりの標準的生産費	39,429円/頭
肉豚1頭当たりの交付金単価 [※]	- (交付なし)

※ 肉豚1頭当たりの交付金単価は、肉豚1頭当たりの標準的生産費と肉豚1頭当たりの標準的販売価格との差額に100分の90を乗じた額です。